

社会情勢・新たな法令等を踏まえた見直しについて

■持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

2015年9月の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この2030アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として17のゴールと169のターゲットが設定されています。

SDGsの17のゴールと169のターゲットは相互に関係しており、複数の課題を総合的に連関している環境・経済・社会の課題の同時解決、環境・経済・社会の統合的向上のため、持続可能な開発目標（SDGs）との関係を位置づけます。



■生物多様性国家戦略（2012-2020）

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。生態系の破壊等により、生物種の大幅な減少に対する懸念が深刻化してきていることなどを受け、生物多様性の保全等を目的とした国際条約の「生物多様性条約」が1993年に発効しました。

平成22年（2010年）には、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、生物多様性条約の3つめの目的である「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」に関する名古屋議定書と、2011年以降の新たな世界目標である「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」が採択されたことを踏まえ、町の取り組みについても「生物多様性の保全」として追加し、引き続き、貴重な動植物の保護に努めていくものとする。

■埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期 令和2年3月）

埼玉県は、令和2年3月に埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）を策定し、同計画内に気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」を位置づけています。

一方、川島町では、事務事業における温暖化対策に関しては、令和元年9月に策定した「川島町地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」において、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを進めています。具体的な取組としては、役場全職員が、各職場において取り組むもので、電気使用量の削減としては、クールビズ・ウォームビスの実践、空調温度の冷房28℃、暖房20℃目安設定、燃料使用量の削減については、エコドライブの励行、アイドリングストップ、廃棄物の発生抑制の観点からは、マイボトル、マイ箸、マイバックの推進などを進めているところです。

しかし、地球温暖化の影響により、全国的に年平均気温が上昇し、真夏日の日数は増加傾向にあり、熱中症などのリスクが高まってきています。

これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を講じる動き出ておりました。このような状況を踏まえ、川島町においても、気候変動への適応に向けた取り組みとして、「気候変動の影響の把握」を加えるものです。

環境目標と持続可能な開発目標(SDGs)との関係について

本計画の4つの基本方針と持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴールとの関係を位置付けます。

本計画に基づく取り組みが17のゴール中8のゴールに関係していること、それぞれの基本方針が複数の課題解決につながっていることを明示します。

【本計画における基本方針と持続可能な開発目標(SDGs)との主な関係】

基本方針	持続可能な開発目標(SDGs)との関係			
①自然環境の保全	3 すべての人に健康と福祉を  4 質の高い教育をみんなに  6 安全な水とトイレを世界中に  15 陸の豊かさも守ろう 			
②生活環境の保全	3 すべての人に健康と福祉を  6 安全な水とトイレを世界中に  11 住み続けられるまちづくりを 			
③快適環境の保全	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任つかう責任  17 パートナーシップで目標を達成しよう 			
④環境保全活動の推進	4 質の高い教育をみんなに  7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  12 つくる責任つかう責任  13 気候変動に具体的な対策を  17 パートナーシップで目標を達成しよう 			

基本方針と施策の体系(案)



美しい景観・自然との共生
快適で活力あるかわじま